

# コスモポリタニズムの変遷

高田 明宜\*

## I. コスモポリタニズムという言葉

ヨーロッパでは「コスモポリタン」という言葉の起源は、特に「コスモポリス」の市民としての普遍的権利を持った合理的存在としての人間というストア学派の理念に遡ることが出来る。<sup>(1)</sup> それは、元々は産業化以前のヨーロッパで知識人エリートの間で共通して用いられた言葉であり、一方で、国民や国家の特殊性に挑戦する政治的あるいは文化的普遍性を指し、他方で、宗教的な普遍主義の主張を意味した。また、『オックスフォード英語辞典』では、「世界のあらゆる部分に属し」、「多くの異なった国々から生じ、それに適し、(中略)それを横断するような特徴を持ち、国民的制限化や属性から自由である」と定義している。そういった意味から、「根無し草」という批判的な意味で用いられることもある。しかし、現在コスモポリタニズムという概念を持つ者の意識には、後述するように「根無し草」の考えは薄くなってきているのが実情である。

コスモポリタニズムと考えられるものを全て挙げていくと膨大になる。また、論者によって何がコスモポリタニズムかという判断が分かれるのである。したがって、まずこの節ではコスモポリタンという言葉を初めて使ったといわれるシノペのディオゲネスの考え、そしてその考えを発展させたストア派の理念、さらにヘルドの理論のみならず、その他のコスモポリタニズムや平和主義に多大な影響を与えているI. カントの思想に焦点を当てることにする。さらに、普遍的な人権の立場からコスモポリタニズムの一端を垣間見ることが出来る国際連合憲章、そして第二次世界大戦後に起きた

\*COEリサーチ・アシスタント

世界政府運動の中にある理念について述べることにする。

## 1. シノペのディオゲネス

シノペのディオゲネスは、その後のストア派にある普遍主義に影響を与えているといえる。

コスモポリタンの言葉そのものはギリシャ語の *kosmo polites* (世界市民) が元になっている。その言葉が最初に登場するのは、先に述べたように、シノペのディオゲネスによるものと言われる。ある時彼が、「あなたはどこの国 (ポリス) の人か」と尋ねられ、「世界市民 (コスモポリテース) だ」と答えたと言われていることに始まるとされる。さらに、彼は唯一の正しい国家は世界的な規模のものであると述べたと伝えられている。<sup>(2)</sup> これには、ディオゲネスの都市国家 (*polis*) に対しての疑念が背景にある。彼はローカルな出自と集団意識によって自らが規定されるのを拒否し、より普遍的な意志と関心によって自らを規定しようとしたのである。その代わりに彼は、より普遍的な志と関心によって自らを規定したのである。ヌスバウムの指摘によれば、コスモポリタンとして考えるように促すということは、ある意味で愛国主義が与える慰めや安楽な情緒からの亡命者になるように促すことであるということであり、かつ、われわれ自身の生活の仕方を正義と善という観点から見るように促すことであることを、ディオゲネスは知っていたというのである。すべての人はどの国に生まれても良かったのであるから、どこに生まれたかという偶然は、単にそれだけのことである。<sup>(3)</sup> また、彼のコスモポリテークという考えは、既にポリスと呼ばれる都市国家が実質的に変質して個人を統制する力を失っていたこともあり、このような思潮が主流となっていたことが背景にある。<sup>(4)</sup>

しかし、ディオゲネスにとってコスモポリタンとは一種の「亡命」であり、世界市民になるということはしばしば孤独な行為であるという指摘もある。というのは、ローカルな現実がもたらす慰めからの、また、愛国主義の暖かく心地よい感情からの、自分自身や自分のものに対する誇りをめぐる魅力的なドラマからの亡命を意味するからである。コスモポリタニズムは、あたかも習慣やローカルな境界といった支柱の喪失によって、人生からあらゆる暖かさと補償が奪われてしまったかのような、果てしない孤独を感じることもある。しかし、そのことに対する避難所を提供しないのである。そのため、理性と人間愛のみを提供するのであって、時として起こる他へのノスタルジアほどは説得力を持たないとも言えるのである。<sup>(5)</sup>

## 2. ストア派

ディオゲネスの考えを展開していったのがストア派の哲学者たちである。ストア派の哲学は、自然学的部門、倫理的部門と論理的部門（ロゴス）の三つの要素から成り立つとしたのである。<sup>(6)</sup> デイオゲネスの *kosmo polites* のイメージをさらに展開し、われわれ各人は二つの共同体に住んでいるとした。その二つの共同体とは、われわれが生まれ落ちたローカルな共同体と、人間的な討議と志の共同体であるというのである。特に後者の共同体は、真に偉大で真に公共的な共同体であり、そこにおいてはあれやこれやの片隅に気を取られるのではなく、われわれの国家の境界を太陽によって判断するのである。<sup>(7)</sup>

彼らがコスモポリタニズムを唱えたのはロゴスの普遍性という考えからである。ロゴスが一切の存在するものを支配し指導していると考え、彼らの主張には以下の五つの特徴が挙げられる。まず、人間の中に障壁を立てるものを認めるべきでないということである。ここで言う障壁とは、国籍や階級、民族、ジェンダーなどの相違によるものである。第二に、人間性はいかなる場所でも認められるべきであるということ。この点は、後に登場するカントの『永遠平和のために』の第三の確定条項にある「訪問の権利」<sup>(8)</sup>に通ずるものがある。第三に、単なる統治形態や世俗的な権力に最大の忠誠を誓うべきではないということ。第四に、道徳的共同体に最大の忠誠を誓い、また尊敬すべきであるということ。最後に、あらゆる人間に備わる理性と道徳的選択能力の尊厳に等しい敬意を払うべきであるということである。

この主張の根拠になったものが以下の三点である。まず、全世界で実現されている人間性の探求は、自己認識にとって価値あるものになるという考え。次に諸問題を適切に解決できるという考え。最後に、世界市民の立場はそれ自体で価値があるという考えである。つまり、われわれは人間性をいかなる場所でも認めるべきであり、そして人間性の根本的な要素である理性と道徳的能力に、われわれは何よりも忠誠を誓い、尊敬を払うべきであるというのである。

ストア派の倫理学においては、自然にしたがって生きることは徳にしたがって生きることである。もとより人間を含めて動物には自然に従う本然の第一の衝動があり、それは自分自身を保持することになると主張する。しかし、人間にはさらに、衝動を導くものとしてロゴスが与えられる。それゆえ、人間にとってはロゴスにしたがって生きることが、まさしく理にかなった生き方になる。さらに、ストア派の自然学において、神こそがロゴスであり、ロゴスは自然の理法である。一人一人の人間は宇宙の

自然の部分にほかならない。したがって、人間にとって自然に適従して生きることが目的になるのであり、自然に適従して生きるとは、自己の自然に従うとともに全宇宙の自然にしたがって生きることにはかならず、その際われわれは、共通な法が常々禁じていることを何一つ行わない。共通な法とは、万物に行きわたる正しい理性・理法であり、これは、存在するものの支配者であり指導者であるゼウスと同一である。そして、一切の行為が、各人の内なるダイモンと全宇宙の支配者の意思との混和によってなされるとき、上述の生き方こそ、幸福な人の徳であり、生の穏やかな流れであると説いているのである。<sup>(9)</sup>

ただし、ストア派の主張は、彼らがローカルな国民的な政治組織の破棄と、世界国家の創設を提案していたというわけではない。むしろそれより急進的であった。すなわち、われわれは単なる統治形態や世俗的な権力ではなく、全人類の人間性によって構成される道徳的共同体に第一の忠誠を誓うべきであるというのだ。世界市民という観念は、この点で「目的の王国」というカントの観念の原型、起源であり、道徳的、政治的行動を触発し規制することにおいて類似した働きを有している。<sup>(10)</sup>

ストア派の哲学者達は、ディオゲネスと違って、コスモポリタンであるためにはローカルなアイデンティフィケーションを放棄する必要はないと強調している。それは、生活の大いなる豊かさの源泉になりうるものだからである。彼らの主張は、ローカルな帰属を持たないものとしてではなく、一連の同心円によって囲まれているものとして世界を見るのである。最初の円は自己を囲み、次の円は直接の家族を包含し、次には拡大家族、さらに順番に、隣人達やローカル集団、同じ街の居住者や同郷人と続き、さらに民族的、言語的、歴史的、職業的、ジェンダー的アイデンティティに基づく集団を容易く付け加えることができる。そして、これらのすべての円の外には、もっと大きな円、すなわち人類全体があるのだと主張するのである。

しかし、ストア派の全歴史を通して、コスモポリタニズムに対する強調が置かれていることを見いだすことができる。これは、ディオゲネスの教説へのゼノンの傾倒を反映するものなのである。<sup>(11)</sup>

当時のギリシア人にはポリス（都市国家）内での市民としての生活を営むことと、同時に普遍的倫理法の支配下にあることは矛盾しないと考えていた者がいた。<sup>(12)</sup> それに当たるのはプラトンやアリストテレスの主張である。経験的現実主義的伝統の思想家たちは社会を個人の集合体にすぎないと見たが、プラトンやアリストテレスは国家や都市国家を有機的組織体と見たのである。

その後、ストア派の教義はギリシアよりもローマにおいて盛んに受け入れられた。彼らの世界的法とコスモポリタンの観念は、ローマ帝国の成立において実現したといわれる。そして、その思想はキリスト教に受け継がれることになるのである。

## II. カント

コスモポリタニズムの歴史で、避けて通れないのがカントの考えである。『永遠平和のために』の中で彼は、人間の間での平和状態は自然状態ではないとし、平和状態は創設されなければならないとした。その創設のために、三つの法的体制を説明している。まず、一民族に属する人間の民法（市民法）に基づく体制。次に、相互に関係する諸国家の国際法（万民法）に基づく体制。そして、外的に相互に交流しあう関係にある人間や国家は、普遍的な人類国家の市民と見なされることができると主張している。以上三つである。ここで、三番目の世界市民法に注目したい。これには、すべての人間には、地球の表面を共同に所有する権利に基づいて、互いに交際を申し出ることができるといった「訪問の権利」があると主張している。こうしたことが、遠く離れた諸大陸も互いに平和な関係を結び、この関係はついに公で法的なものとなり、こうして人類を結局は世界市民体制へと次第に近づけることができるとしている。地球上に一旦あまねく行きわたった共同体は、地上の一つの場所で生じた法の侵害がすべての場所で感じ取られるまで発展を遂げた以上、世界市民法の理念はもはや空想的で誇張された法の考え方ではなく、公的な人類法一般のために、国内法や国際法に書かれていない法典を補足するために必要なであると述べている。<sup>(13)</sup> また、彼は主権国家の存在を否定せず、一つの世界共和国という積極的理念のかわりに、戦争を防止し、持続しながら絶えず拡大する連合という消極的な代替物のみが、法を嫌う好戦的な傾向の流れを阻止できるのであると述べたのである。

この考えには、次のようなカントの国際関係に関する考え方が背景にある。カントが政治の構造を考察するのは、自律を保持するために自分たちの相互的な関係に秩序を与えようとする、自由な個人達からの視点である。それは他の社会契約の理論家と同様であるが、彼らとカントが明確に違ったのは国際的次元を重要視した点である。完全無欠の市民的憲法体制を確立するという問題は、諸国家間の合法的な外的関係の問題に依存しており、後者の問題が解決されない限り解決され得ないというのである。社会契約の伝統では、国家は唯一独特の仕方で存続可能な共同体を形成する終局点としてみている。しかし、カントの見解では、国家は個人を圧迫して法にかなった市民

的状态に入るように強制したのとまさに同じ害悪を覚悟せざるを得ないのである。<sup>(14)</sup> ハワード・ウィリアムズとケン・ブースは、ジャン・ジャック・ルソーと比較してカントの見解を分析している。それは、ルソーの見解では、国家が小さければ小さいほど社会契約はより効果を発揮するのだが、カントはその道を踏襲することがないと述べている。むしろ、カントはおよそ国家というものをよく機能する平和な世界社会を創設するというもっと広いプロセスの中の必要な発展機関とみなしたのである。この世界社会でも、諸個人及び諸国家の間の競争関係は消滅するわけではなく、むしろ非社会的な本性は人間の文化を豊かにするための動力源として利用されるというのである(ちょうど、近代国家においてお互いに合法的な状態で生活する人々が、彼らの規制された抗争関係を通じてわれわれの進歩に貢献するように)。しかし、それぞれの国家が持つ最高の国民劇場を所有したいという欲望は、人類の厚生を総和を増大させることができる。<sup>(15)</sup> だからといって、国家中心的な考え方をカントがすべて捨ててしまったわけではなく、あくまでも国家内部の機能不全を補完するために国際的な視点を重視したのである。この点は、後述するヘルドの理論に共通している。

カントにとって人間本性の可能性は、国際関係における活動も含めて無限なのである。事実、カントは人間本性の持つ可能性を発展させることと、世界規模の政治の進化との間には必然的なつながりがあると述べている。彼の著作で一貫しているのは、人間は理性の影響を受けるが、理性によって決定されているわけではないという点である。その考え方の基盤になっているのは、人間は合理的たり得る可能性を持つという彼の信念である。国際的な領域で理性を行使することで、人間はその本性に備わっている可能性を実現することが可能になることであろうと考える。人間に本質的な現象とは、選択と道徳性なのである。国際関係というアリーナの中でわれわれの自由を実現することは、国際システムの持つ数々の歴史的な利益、制約、そして危機を乗り越えるプロジェクトを含む。人間本性の可能性を実現することでわれわれは、利己心のような本能によって支配されるわれわれの動物的な本性を脱却することになるであろう。この考えがグローバルな政治に置き換えられると、われわれが永遠の平和のうちに共に生活することを望むであろう。したがって、われわれは理性の法則を通して、われわれ自身を完全に人間的にする可能性を持っているのだが、そのような自己解放を達成することは、そのプロジェクトがグローバルな尺度で考えられなければ不可能である。カントにとって人間本性はよりよい世界にとって障壁ではなく、本質的なものである。それゆえ、彼自身の普遍主義的で限界を持たない考え方で、国家中心主義と

人間本性の制約を強調する政治理論の限界を打ち破るのである。<sup>(16)</sup>

カントの正義の理論は普遍的な人間理性に基礎を置いているため、閉鎖的なシステムから導入され、しかるのちに世界全体に適用されるようなものではないと思われる。つまり、カントの正義の観念は最初からコスモポリタンであるといえる。カントによるコスモポリタンの正義の観点では、個人としての人間と、国家の市民としての人間の間には鍵となるような区別がもうけられる。しかし、カントの政治哲学の出発点は市民ではなく、個人としての人間そのものである。自然法の領域にあるアプリアリな権利と、ある所与の国家のうちに見られ法律として執行される実定法は、どちらもその正当化を理性のみから引き出す。国内の法と他国との関係における法とは結びついている。どのような行為も、その行為そのものが、あるいはその行為の確立に従った各人の選択意志の自由が、普遍的法則に従ってあらゆる人の自由と両立しうるなら正しいというのだ。カントはさらに、法とはそれゆえ、ある人の選択意志が他人の選択意志と、自由の普遍的原則に従って調和されうるための諸条件の相対であると述べている。続けて、国家はその市民に対する関係ではひとつの共同体であるにしても、その同じ国家が他の国家に対してはひとつの勢力になる。そこで彼は、公法という一般的な概念の下で、単に一国家の法だけでなく諸国家の法も考える機縁が与えられる。地球の表面は無限でなく閉じられているがゆえに、一国家の法の概念と諸国家の法の概念は、不可避免的に、あらゆる国家の法、あるいは世界市民法という概念につながるとしているのだ。<sup>(17)</sup>

以上を踏まえて、話を『永遠平和のために』に移そう。カントが提唱するコスモポリタンの考えは、彼自身が参照する共通の人間性を前提にしている。しかし、彼は永遠平和のための第二確定条項で、世界政府を拒絶している。なぜなら、世界政府が平等な者同士に基礎を置くことはないだろうと考え、おまけに、そのようなグローバルな統治はあまりにも大きすぎて制御できないだろうとも考えたのである。<sup>(18)</sup> この単一世界政府の設立という一線は越えないとする考えを「カント的禁欲」<sup>(19)</sup>と称することが多いが、彼が善しとしたのは、世界政府ではなく自由な諸国家による連合であった。<sup>(20)</sup> その根拠は、『永久平和のために』の第一補節において次のように述べていることから明らかになる。「こうした状態[諸主権国家が分離している状態]は、それ自体としてはすでに戦争の状態であるが（諸国家の連合的合一が、敵対行為の勃発を予防する、というこがない場合は）、しかしそれにもかかわらず、まさにこうした状態の方が、理性の理念による限り、他を制圧して世界国家を築こうとする一強国によって

諸国家が溶解してしまうよりも、ましなのである。なぜなら、法は統治範囲が広がると共にますます重みを失い、魂のない専制政治は善の萌芽を根だやしにしたあげく、最後には無政府状態に陥るからである。」<sup>(21)</sup> ここには「世界国家」否認の二つの根拠が含まれている。一つは、「世界国家」は専制に陥るという点であり、もう一つは、そうして生まれた世界的専制は、結局世界的無秩序状態を招来するというものである。<sup>(22)</sup>

永遠平和のための第三確定条項に、「世界市民法は、普遍的な友好をもたらす諸条件に制限されなければならない」とある。<sup>(23)</sup> これは、あらゆる人が地球の表面を共同所有しているがゆえに持っている、自分の持ち場を平和的に占めている限り友好的に取り扱われる権利である。カントの考えでは、非友好的であるということは自然法に反することになる。コミュニケーションと貿易とを通じて、人類という種は徐々に、世界市民権を確立するような憲法体制へとますます接近することができると考えるのだ。しかし、この考えは、思っているより限定されたものになる。というのは、カントは「友好」は外国人に対する敵対を拒むこととして解釈されるべきだと主張しているからである。つまり、人々は他国を訪問する権利はあれど、客として家に招かれることまでは期待できないのである。この第三確定条項で注目すべき点は以下の通りである。それは、世界の人々の資源を搾取して自らの優位性を想定していることから、ヨーロッパの文明化された、とりわけ商業化された国家を批判しているにもかかわらず、一カ所での権利の侵害が世界中で感知されるような、人類共同体の発展がこれまでに存在しており、世界市民法は空想的な観念でも誇張された観念でもないと考えられる点である。<sup>(24)</sup>

先に触れた二つの確定条項に、永遠平和のための第一確定条項「各国家における市民的体制は、共和的でなければならない」<sup>(25)</sup> を加えて一つになると、グローバルな規模の包括的な政治理論を形成するが、それをカントは以下のようにまとめている。確定条項がそのように呼ばれるのは、それらが「一つの国家の中での諸個人の市民的権利」、「諸国家の相互関係における国際的な権利」、および、「人類という普遍的な国家の市民」としての諸個人と諸国家の持つ「コスモポリタンな権利」に表現を与えるからである。市民法、国際法、そして世界市民法の進化を通じて、カントは戦争が根絶されるものと考えたのである。<sup>(26)</sup> この市民法、国際法、そして世界市民法の進化を提唱している点は、後の多重市民権の概念に通じるものがある。

カントのコスモポリタニズムは、あくまでも彼の考えである恒久的平和のために主



権国家を適応させるためのものなのである。したがって彼の地球市民主義はあくまでも副次的なものなのであるといえる。<sup>(27)</sup>しかし、19世紀以降になっても根本的な点においてカントの構想を超えるものはなかったというのが一般的な評価である。さらに、国際関係における現実主義者にとっては今なお空想的に見えることは否めないものの、現実主義とは違う見解を持つ者にとっては、カントの残した発言力の大きさを認識せざるを得ないだろう。

### Ⅲ. 世界政府運動

恒久平和のために民族国家間の自然的無秩序状態を秩序化し、究極的には世界国家の建設によって統一的な世界法秩序を実現しようとする構想に至らざるを得ないと言う一面もある。<sup>(28)</sup>確かに、人類が目指すべき究極的理念として考えられるであろう。事実、国際主義の具体化としての国際連盟の失敗と、国際連合の欠陥に対する不信として、第二次世界大戦から戦後にかけて、「世界政府」運動という形で実際に展開されるに至っている。この運動に従事する諸団体としては、戦争を防ぐに足るだけの権力を持つ制限的な世界連邦を目指すものと、世界人民を基礎として単一国家に近い形態の世界政府を構想するものがある。

前者の例として著名なのが、米国の世界連邦主義者連合 (United World Federalists = UWF) が挙げられる。この団体の特徴は、平和を維持するために最小限の権力を持つ全世界的な連邦政府に国際連合を改造する方法を提唱している点である。そのため現在の国際連合をできるだけ活用し、国際連合に各国の軍備縮小と兵力管理の権限を委ねることを第一要件として、総会や安全保障理事会を改革するとともに、国際法規を改定し、紛争の平和的解決を図り、かつ法規違反者を裁判に付して判決する権能ある世界裁判所の組織を主張しているが、他方において、各国の独立が止みがたい必要であり、多くの世界民衆の熱望であることを認めている。<sup>(29)</sup>その限りにおいて、その主張は漸進的な世界政府論ということができるであろう。<sup>(30)</sup>この種の団体は、現在多くの国に存在する。

後者の例、すなわち世界人民を基礎として単一国家に近い形態の世界政府を構想するものとしては、米国の「世界憲法審議委員会 (Committee to Frame a World Constitution)」や、英国の「世界政府十字軍議会委員会 (British Parliamentary Committee of the Crusade for World Government)」がある。世界憲法審議委員会は、1945年に世界憲法を審議する目的を持って設立されたが、性格としては研究機関にな

る。この団体は、国家の存在を必ずしも否定していないが、世界の人民が直接的に一定の割合で選んだ代表者によって構成される連邦議会を最高機関とし、正義と人権とを基礎とするところの、世界連邦政府機構の創設を提唱している。<sup>(31)</sup>

世界政府十字軍議会委員会は、その構想は世界憲法審議委員会と共通点があるが、実践運動団体の性格を持つ。発足時の中心メンバー、労働党議員ヘンリー・アズボーンが1947年に発表した世界政府樹立のための綱領によれば、人口100万人に一人の割合で選出された代表者によって世界憲法草案を作り、究極的には各国政府の批准を得て世界連邦を設立しようとするものである。<sup>(32)</sup>

世界政府運動には他にも様々な種類があるが、これらの運動の相互連絡を図るべく、1946年に20ヶ国の約70の団体によって世界連邦政府世界運動（World Movements for World Federal Government = WMWFG）が設けられた。<sup>(33)</sup>このようにして、世界主義運動は世界的連携を保ちつつ、かなり広汎な見るべき運動として展開されることになった。

世界政府創設の根拠として世界政府論者がしばしば強調するのは、2つの世界大戦と、科学技術の進歩、特に交通通信技術の進歩や産業経済の発達にともなう世界的な連帯関係の緊密化である。1948年のWMWFG第2回大会において決議されたルクセンブルク宣言においても次のように述べられる。「近代技術は劇的に世界を共同体に統一した。しかし、その共同体は、——それを組成するところの民族共同体と異なり——共同の政府を持っていない。このような政府なしには、それは正義も平和も繁栄も達成し得ない。われわれの世代は、その共同の家を秩序立てる権利を要求している」<sup>(34)</sup>という具合である。

しかし、こういった世界政府運動に提起される最初であり最大で、素朴であり単純で根本的な疑問は、果たしてそれが実現可能であるかということである。これらの批判の多くは、世界政府実現の方式に向けられている。例えば、ラインホルド・ニーバーは、世界社会は民族社会が誇りにしている「共にすること」の有力な要因にかけていると指摘し、法律も警察力もこの欠陥を埋め合わせることはできないというのである。<sup>(35)</sup>

事実、世界主義運動は袋小路に入り込んでいるのが現状である。その根本的な原因は、ニーバーの指摘通り、世界政府の存在を可能にさせる世界社会が未だ存在していないという側面があるためである。冷戦崩壊後に起こったグローバリゼーションによる現象や、NGOなどによる市民活動が活発化してきているとは言え、少なくとも冷

戦期においては世界主義的な構想の具体化を歴史的必然たらしめる条件は満たされていなかったのである。

#### IV. 国際連合憲章<sup>(36)</sup>

第二次世界大戦後に国際連合の創設と共に調印された国際連合憲章に、コスモポリタニズムの片鱗をうかがうことができる。

まず国連憲章の前文に、「(前略) 寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互いに平和に生活し、国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し、すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いることを決意して、これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した(後略)」とある。

さらに第1条2項に、国際連合の目的として「人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること」とあり、続く第3項に「経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語または宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」とある。

その第1条の実現のために、第9章第55条に「人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の平和的且つ友好的関係に必要な安定及び福祉の条件を創造するために、国際連合は、次のことを促進しなければならない。a. 一層高い生活水準、完全雇用並びに経済的及び社会的の進歩及び発展の条件、b. 経済的、社会的及び保健的国際問題と関係国際問題の解決並びに文化的及び教育的国際協力、c. 人種、性、言語または宗教による差別のないすべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守」が明記されている。

以上の文言から、国連憲章には「普遍的な人民」という理念が埋め込まれていることになる。

さらに、国連憲章第71条に以下の条文がある。「経済社会理事会は、その権限内にある事項に関係のある民間団体と協議するために、適当な取極を行うことができる。この取極は、国際団体との間に、また、適当な場合には、関係のある国際連合加盟国と協議した後に国内団体との間に行うことができる」というものである。日本語訳で

は「民間団体」となっている文言は、原文（英語）では *non-governmental organization* となっている。つまり、国連は NGO などの市民活動を前提にしていたと言ってよい。

国連の創設によって、人類は史上初めて真に普遍的な国際機構を持つことになったとの指摘もある。<sup>(37)</sup> 国連憲章については、ヘルドは以下の分析をしている。

ウェストファリア体制から国連憲章のモデルに移行するに当たって、国際法の性質と形態に関する根本的な問題が提起された。それは、国民国家の法と、より広範な国際的共同社会の法との間に起こりうる、重大な乖離が指摘されたのである。こうした移行の核心部分には、個々の国家の側からなされる主張と、世界の諸問題におけるオルタナティブな構成原理からなされる主張との対立がある。その原理とは、究極的には諸国家における民主的な共同社会のことである。

国連の構成は、国際的な権力構造——つまりパワーポリティックスを 1945 年の時点で理解された形で調和させるために設計されたのである。一連の固有の地政学的な利益をとまなう、有力な国民国家への地球の分割は、国連憲章の構想の中に内在化された。国連はその結果、多くの緊急の諸問題において、自律的なアクターとして実質的に運用されることはなかったのであると指摘している。

国連は、もっとも強力ないくつかの国家のアジェンダの影響を受けやすいが、この傾向は国連がその加盟国に財政を依存することで強いられてきたとヘルドは分析している。要するに国連憲章は、その良き意図にもかかわらず、国際秩序における新たな組織原理——ウェストファリアの論理と根本的に絶縁し、政治的統一と変化の新たな民主的メカニズムを生み出す原理——を効果的に生成することに失敗したのである。

## V. ポスト冷戦期～グローバル・ガヴァナンス委員会の報告書

冷戦後の新世界秩序の中で、自由主義的で国際主義的な考えが新しい活力を得ることになり、その状況に見合うものになった。この立場をもっとも体系的に表したものが、グローバル・ガヴァナンス委員会の地球リーダーシップである。これは、グローバル化に深い政治的インパクトを認め、「距離の短縮、つながりの複合化、相互依存の進化、こうした要因がすべて作動して世界を隣人社会に変えている」<sup>(38)</sup> と述べている。その主な関心は、この新しいグローバルな隣人社会において、民主的ガヴァナンスの問題に取り組むことにあるし、以下のように述べている。「ガヴァナンスがあらゆるレベルの民主制に、究極的には、遵守を強制しうる法の支配に依拠すべきこと、これが根本的に重要なことである。」<sup>(39)</sup> さらに、「これは、ナショナルなレベルとグロ

ーバルな隣人社会のいずれを問わない。民主制の原理が優先されなければならない。より高い民主政の要請は、正当性と有効性とを密接に結びつけることから生まれる。(中略) グローバル・ガヴァナンスに占める国際機関の役割が高まるに連れて、その民主化の必要性も強まることになる。」<sup>(40)</sup> という具合である。

つまり、地球規模の統治の必要性和、多元的な民主制による望ましい世界秩序建設の可能性を述べているのである。このグローバルな隣人社会という考えは、カントが唱えた「人類という普遍的な国家の市民」という考えに類似している。

また、この報告では、もっと安全で公正な民主的世界秩序を達成するには、多面的戦術に訴えて国際機関を改革するとともに、新しい協力型のエトスを育てる必要があるとしている。さらに、このエトスは教義・透明性・説明責任の原理を基礎としているのであり、よりよい世界を作り出すには協力と集団の力を引き出す他はないと指摘している。<sup>(41)</sup> ここで重要なのは、グローバルな倫理形成とともに、政治戦術に訴える実質的な改革に言及していることである。とどのつまり、国際連合を改革することが中心課題になっているのである。各国の国会議員による諸国民の議会や人民の議会、グローバルな市民社会フォーラムを設立するとともに、これが国連総会と結びつくことで、世界の人々は、直接的にも間接的にも、グローバル・ガヴァナンスの諸機関に代表されることになる。さらに、個人と集団に請願権を認め、請願評議会を経て国連に提訴することによって、しかるべき機関に行動を求めることができることになると主張している。<sup>(42)</sup> そして、経済安全保障会議も構想されている。その目的はグローバルな経済的ガヴァナンスを調整し、より開かれて責任あるものにすることである。<sup>(43)</sup> こうした改革が一体化することですべての人々が支持しうる中心的価値を、つまり生命・自由・正義とバランス・相互尊重・配慮・精錬を基礎にグローバルな公共倫理<sup>(44)</sup> を育てようとする姿勢が強まるというのである。

しかし、この報告は、グローバル・ガヴァナンスは世界政府ないし世界連邦主義を意味するものではないことを強調している。それと同時に、国家は、他と協力しあう必要があるが、このプロセスについて引き続き主役であるとしている。<sup>(45)</sup>

この報告とヘルドが提唱するコスモポリタン・デモクラシーにはいくつかの共通点がある。それは、民主的国家や民主的機関からなる権威ある議会の形成が必要であるという点<sup>(46)</sup> や、経済活動を抑えるという点である。また、ヘルドがコスモポリタン・デモクラシーを発表した年と同じ年に発表された報告書ゆえ、直面している世界情勢がほぼ一致しているからでもあろう。そして、コスモポリタン・デモクラシーと

立場を共有領域があるということもヘルド自身が述べている。<sup>(47)</sup>

## VI. ヘルドのコスモポリタン・デモクラシー

デイヴィッド・ヘルドなどによるコスモポリタン・デモクラシーの理論は、いわゆるグローバル・デモクラシーのタイプのひとつである。コスモポリタン・デモクラシー以外にグローバル・デモクラシーには、リベラルな国際主義やラディカル・コミュニティアニズムなど、目標とする形態やレベルが異なる理論も含まれる。

グローバル・デモクラシーは当初、民主主義の復権という文脈で論じられることが多かった。その背景には、サミュエル・ハンチントンが言う民主化の「第三の波」により民主主義がほぼ地球全体に広まり、さらには冷戦崩壊をきっかけに自由民主主義の勝利が叫ばれたにもかかわらず、その後、自由民主主義諸国が議会制や政党制の機能不全、市民の政治参加の陰りといった「民主主義の欠損」と呼ばれる事態に直面している事実がある。<sup>(48)</sup> さらに、民主主義という言葉が大義名分に使われる場面が増えたことも、不信感を増すことにつながったのである。その原因の一つには、冷戦崩壊によってもたらされたのは自由民主主義の勝利ではなく、東アジアを中心とした開発主義の勝利であったからである。<sup>(49)</sup> つまり、経済活動が優先され民主主義が制限されてしまう危険性をはらんでいることが明らかになってきたということである。その場合に、あくまでも市民の自己決定に基づいた制度的民主主義を追求していくという課題が起きたのである。

その課題を解決する議論において、世界システムの再構築や民主主義の再検討をしていく上で、重層的な民主主義論が必要視されたのである。一方では、構成された政治社会を前提にした意思決定・価値配分としての民主主義とは異なる次元の論理が必要とされ、もう一方では、グローバルな経済システムの拡大と国際的意思決定機構の進展に伴い、民主主義自体も国境を越えてグローバルに拡大・進化し、主権国家システム以後の市民権とデモクラシーに関する問題領域を形成しているのである。<sup>(50)</sup>

その中で、ヘルドのコスモポリタン・デモクラシーは次のような内容になっている。まず、コスモポリタンな民主主義法が成文化され、国家レベルや国際レベルでの議会という立憲的制度が実現していなければならない。そして、政治的自発的結社の内部でも外部でも、政治的権威を訴追できるように国際法廷の影響力が拡張されなければならないとしている。民主主義法は、このように相互作用と紛争解決の様式の重要な基礎を創出するものであるとしている。<sup>(51)</sup> このような発展とともに、コスモポリ

タン・モデルは、地域レベルや地球レベルで、基本的な民主主義な民主主義法の条件によって制限され、かつその範囲内で活動するような、効果的なトランスナショナルな立法府と行政府の創設を模索しているのである。そのような機関の設立と並行して、民主主義法の執行や公的支出の収支に関する優先順位が論争を呼ぶような場合には、民族や国民国家を横断した一般国民投票を行うことも想定している。<sup>(52)</sup>

これは、いわば重層的民主主義といわれるものである。地域社会、主権国家への政策関与と同じように、国家間関係においても民主主義の徹底が求められており、世界中の市民が世界レベルで影響を与える重要な政策の決定に関与できるというものである。異なった人々や民族の多様な状態と相互連結から生じ、それに適応する統治のシステムを意味する。<sup>(53)</sup> この点は、他のグローバル・デモクラシー論と共通するものである。この重層的民主主義、もしくは多重民主主義に基づく多重市民権が、グローバル・デモクラシー論の特徴なのである。

さらに、コスモポリタン・デモクラシーを完全に実施するには、全ての民主的国家や民主的機関からなる権威ある議会が必要であると主張している。その例として、改革された国連総会や、それを補完するものを挙げている。国連は国家間機構である以上、民主的な諸人民によって直接選挙され、人民に責任を負うような、人民の独立した議会を創設することは、不可避の制度的必要条件である。彼が提唱している新たな形の議会は、初期段階では、国連の補完物とみなすのが最適であるとしているが、長期的には、国連に取って代わるか、国連を修正した形で「第二院」、つまり、各国の政治体制の性質とは無関係に全ての国家が集う不可欠な場として受け入れられることになるだろうとしている。<sup>(54)</sup> この構想には実現可能な法的根拠がある。国連憲章第7条第2項に「必要と認められる補助機関は、この憲章に従って設けることができる」という条項があり、彼が提唱する議会の創設には法規上問題はないのである。

言い換えれば、彼のプロジェクトは本質的に、グローバリゼーションの中で民主主義的な原則と制度の整備を特定化しようという試みである。つまり、現在の民主的コントロールの支配を超えて機能している多様な権力の形態とそれらの位置を、責任あるものにするための原理と制度の整備であるとも言える。その中でコスモポリタンな市民とは、民族の伝統や共同体の運命ともう一つのライフスタイルを調停することができる人であると述べている。未来の民主的政治共同体での市民権は、この調停する役割が大きくなるだろうと指摘している。この調停する役割とは、その人自身の意味や偏見の枠組みの限界を超える目的を持って、伝統や他人の言説と対話することを含

んでいる。「他人の見地にとって理由を述べること」のできる政治的代理人は、運命的共同体の重畳を作り出している、あたらしい挑戦的な超国境的問題を解決し、その複雑な過程を調停できるとしている。<sup>(55)</sup>つまり、多重市民権を構想しているのである。

彼の構想の中では、コスモポリタンな民主主義法の確立が重要視されている。この背景には、彼のグローバリゼーションについての理解がある。それは、グローバル・メディアの出現による影響を認めつつも、普遍的なアイデンティティを認めるだけの根拠に欠けており、政治的アイデンティティの「グローバル化」が起こっていると考えられるような根拠は見当たらないという判断をしているのである。<sup>(56)</sup>

また、ヘルドは、彼自身の構想に向けて近未来的な目標を掲げている。具体的には、より広範なグローバルな秩序において審議し代表するための議会を補完するように、地方レベルでの密度の濃い参加的な民主主義の復興がある。つまり、国家、地域、地球的ネットワークのみならず、民主的自発的結社、職場、都市からなる政治的秩序の可能性があるとしている。<sup>(57)</sup>これは、地方の民主主義からグローバルな民主主義に至る連続体を構成する多様な型の民主主義を創造することができるからである。地方において、民主主義は直接参加型の過程によって特徴づけられており、より大きな地域では、かなりの規模の人口が代議制機関によって媒介されているからであると理由づけている。これについては、複雑なルールや手続きが必要であろうことはヘルド自身も自覚している。しかし、民主主義を草の根レベルで徹底させるという目標において、この構想は有用であると思われる。それがコスモポリタン・デモクラシーへの遠距離な近道であると思われるのだ。

## Ⅶ. まとめ

有史以来のコスモポリタニズムに共通しているのは、人間の普遍性と倫理性の要求という点であり、また、そういった考えを人間に意識づけることである。さらに、「地球上」という共同社会を重要視している。こうした考えが正義と平和とに至高の価値を認め、その理念に立脚して、一つの世界の実現を目指し、世界全人類の福祉の上に恒久平和の体制を樹立することを意図している限り、これに対して反対しなければならない理由は特になく思える。

コスモポリタニズムは、政治への信頼を失った人間の考えとも言うことができるであろう。<sup>(58)</sup> シノペのディオゲネスやストア派の場合、ポリスが政治的独立を失ってい



たということである。そして、カントの場合は、1795年に革命後のフランスとプロイセンとの間に交わされたバーゼル条約に対する不信感であったといわれる。<sup>(59)</sup> 世界政府運動や国際連合に至っても、二度の世界大戦がもたらした悲劇に対するものであることは、いうまでもない。さらに、現在の国境を越える市民活動が活発になってきたのは、グローバリゼーションにおける弊害が叫ばれていることとも無関係ではない。ヘルドによれば、自律性の乖離と呼ばれる現象が起きているということになる。

この文脈では、コスモポリタニズムが現状批判であるため、コスモポリタニズム批判は現状批判に対する批判ということになる可能性がある。ということは、必ずしも理想主義という言葉では括れないのがコスモポリタニズムと言えよう。というのは、コスモポリタニズムの動機が現状の政治に基づいているからである。つまり、現状の不满を打破しようという意志がコスモポリタニズムの構想を後押しし続けているといえるのだ。ヘルドの理論では、自律の原則が保たれなくなっているという現状が、コスモポリタニズムの構想を後押ししているのである。

もう一つ注目すべき点は、コスモポリタニズムは必ずしも国民国家を否定しているわけではなく、あくまでもその補完的な役割を担う概念であるということである。この考えは、近代国家が誕生した後のカント以降、顕著になっているのである。近代以降のコスモポリタニズムにおいて、カントの構想が多大な影響を及ぼしていることは先に述べたとおりである。これを引き継ぐかのように、カント以降のコスモポリタニズムは国民国家を否定する論者の方が少数派なのである。啓蒙主義の思想家がコスモポリタニズムを唱えながら文化の多様性を賛美したように、人類というものよりも狭い政治的共同体で生きることの方が、単一の世界国家によりも、われわれにとっては望ましいと考える多くの理由が存在するというのである。<sup>(60)</sup> その最たる理由は、ハンナ・アーレントが『全体主義の起源』で記した一節が、現代においては示唆的である。この中でアーレントは、一定の世界市民の観念、つまり人民の歴史的民族的多様性や個人の文化的な意思エスニックなアイデンティティを無視した単一構造的かつ普遍的な世界市民の観念を、無意味と考えたのである。彼女が明らかに否定しているのは、巨大な支配権力を独占する集権的世界国家である。<sup>(61)</sup> 事実、コスモポリタン・デモクラシーは多層的民主主義を構想に挙げているが、この中には国民国家内の民主化という項目が含まれているのである。これは、国民としてのアイデンティティが存在する以上、多様なアイデンティティを認めるため、コスモポリタニズムは国民としてのアイデンティティを否定しないということであろう。国民国家の力は相対的に弱まって

いるのだが、存在しているという現状を重視しているとも言える。したがって、世界が単一の価値観によって律せられることや、国家からの独立を強めるという批判<sup>(62)</sup>も的はずれであるといえる。この点からも、コスモポリタニズムは単なる理想を述べているわけではなく、現実を注視した上での概念であるといえよう。

とはいえ、二千年以上生き延びている理想的かつ崇高な考えであるにもかかわらず、コスモポリタニズムの概念が、未だに一度たりとも実現していないのも事実である。それを克服しようと構想を練ってきたのであるが、政治を司る政治家達にとっては(先に述べた特徴があるにもかかわらず)あまりにも理想的であり、取るに足らないものとされてきた。また、コスモポリタンな社会が現実となった場合、それはひとつの社会を構成することにつながり、国際社会は国内社会になるという批判がある。歴史的には国際社会の現状を批判するアンチテーゼであったのに、地球レベルの共同体のイメージを強化するという矛盾した役割を持っていたと言えるのである。<sup>(63)</sup>

## 注

- (1) ヒーター、2002年a、227-232ページ。
- (2) デイオゲネス・ラエルティオス、162ページ。
- (3) ヌスバウム、24-25ページ。
- (4) 板倉勝正『教養人の世界史(上)』(社会思想社、2000年)
- (5) ヌスバウム、同書、37-40ページ。
- (6) プラトン派のクセノクラテスにならったことである。(ロング(金山弥平訳)『ヘレニズム哲学:ストア派、エピクロス派、懐疑派』(京都大学学術出版会、2003年)、180ページ。)これら三つの部門の関係について様々な比喻で例えているが、共通しているのは、古くからいられていたようにそれぞれ独立したものではなく、一体を成していたものである。
- (7) ヌスバウム、24-25ページ。
- (8) カント、1985年、47-53ページ。
- (9) デイオゲネス・ラエルティオス、271-275ページ。傍点は原文ママ。
- (10) ヌスバウム、25-28ページ。
- (11) ロング、170ページ。
- (12) Boucher, p.171.
- (13) カント、同書、47-53ページ。
- (14) カント、2000年、12-13ページ。

- (15) ウィリアムズ&ブース、101-102 ページ。
- (16) 同書、102-103 ページ。
- (17) 同書、109-111 ページ。
- (18) この考えは「なぜなら、どの国家も上位の者（立法する者）の下位のもの（服従する者、すなわち民族）に対する関係を含むが、もし多くの民族が一つの国家に吸収されると、ただ一つの民族しか形成しないことになって、これは前提に矛盾するからである（というのも、われわれはここでは諸民族相互間の法を考察しなければならないが、それは様々な民族がそれぞれ異なった国家を形成すべきで、一つの国家に融合すべきではない限りにおいてなのである。）」という一節に見出される。（カント、1985年、38-39 ページ）
- (19) この言葉は、最上敏樹が国連について論ずる際に用いた一つのキーワードである。彼の見解では、国連は「世界国家」ではなく「世界機構」にすぎないが、安保理の権限の強さは「カント的禁欲」を越えるものであるとしている。（最上敏樹『国連システムを超えて（21世紀問題群ブックス19）』（岩波書店、1995年））
- (20) カント、1985年、38-46 ページ。
- (21) 同書、68-69 ページ。
- (22) 熊谷卓哉「カントはどのようにその世界市民主義を抑制したか」『倫理学研究（第10号）』（広島大学倫理学研究会、1997年）。
- (23) カント、1985年、47-53 ページ。
- (24) ウィリアムズ&ブース、120-121 ページ。
- (25) カント、1985年、28-38 ページ。
- (26) ウィリアムズ&ブース、121-122 ページ。
- (27) 但し、カントは『論理学』の序文において、「世界市民的な意味における哲学」という文言を用いている。ここでの意味は、旧来の学校哲学に対して、新たに成立しつつある市民社会に置いてあるべき哲学と考えていたものであるが、坂部恵はこのことについて、彼の哲学においてコスモポリタンという概念はある程度の位置を占めていたと言及している。（坂部、191 ページ。）
- (28) この考えもコスモポリタニズム（もしくはユニバーサリズム）と言われるが、ヘルドが述べているものとは形態を異にするものである。
- (29) United World Federalists inc., *Here is our story* (Pamphlet), Hartford, 1957, Part7.
- (30) 川田、309 ページ。
- (31) Hutchins and Borgese, Committee to Frame World Constitution, *Common Cause*, Chicago, 1947-1952. という機関誌がかつて存在したが、創設者の一人だったシカゴ大学総長ハッチンスがシカゴ大学を引退するとともに廃刊された。
- (32) 川田、310 ページ。

- (33) 1956年に世界連邦主義者世界協会 (World Association of World Federalists) と改称した。
- (34) Schuman, pp.443-444. (二次資料として、川田、313 ページ)
- (35) Reinhold Niebuhr, "The Myth of World Government," The Nation, March 16 1946. (二次資料として、川田、314 ページ)
- (36) 論文中の国連憲章の文言は次のウェブ・サイトから引用している。  
<http://www.unic.or.jp/know/kensyo.htm>
- (37) 最上敏樹『国際機構論』(東京大学出版会、1996年)、146 ページ。
- (38) グローバル・ガヴァナンス委員会、73 ページ。
- (39) 同書、80 ページ。
- (40) 同書、98 ページ。
- (41) 同書、19-23 ページ。
- (42) 同書、305-315 ページ。
- (43) 同書、315-322 ページ。
- (44) 同書、77-87 ページ。
- (45) 同書、394 ページ。
- (46) ヘルド、2002年、310 ページ。
- (47) ヘルド & マックグルー、2003年、138 ページ。
- (48) 千葉、2001年、1 ページ。
- (49) この見解については、右を参照。川原彰「重層化する民主主義の問題領域」内山秀夫・薬師寺泰蔵編『グローバル・デモクラシーの政治世界』(有信堂、1997年)。ジャン・フランソワ・ルヴェル(萩野弘巳訳)『グローバル・デモクラシー』(青土社、1997年)(Revel, Jean-François, *Le regain démocratique*, Paris, Fayard, 1992)。
- (50) ヘルド、2002年、14-15 ページ。
- (51) 同書、308 ページ。
- (52) 同書、308-310 ページ。
- (53) ヘルド、1998年、153 ページ。
- (54) ヘルド、2002年、310-311 ページ。
- (55) ヘルド、1996年、117 ページ。
- (56) 同書、45 ページ。
- (57) 同書、317 ページ。
- (58) 例えば、三木清「新しいコスモポリタン」『文学界』(1937年)を参照。
- (59) カントは『永遠平和のために』の第一条項において、「将来の戦争の種をひそかに保留して締結された平和条約は、決して平和条約としてみなされてはならない」と述べている。これは、バーゼル条約を念頭に述べているというのが定説である。

- (60) Appiah, Kwame Anthony (辰巳伸知訳)「コスモポリタンの愛国者」マーサ・C・ヌスバウム (辰巳伸知・能川元一訳)『国を愛するということ』(人文書院、2000年)。
- (61) アーレントの世界市民論に関する考察は、千葉、1996年、86-87ページ、197-208ページを参照。
- (62) 例えば、西部邁『国民の道徳』(産経新聞ニュースサービス、2000年)など。
- (63) 中西、25ページ。しかし、この考えに対しては、国家は多様性を認めない画一的なものであると言っているに過ぎないという批判もあり、むしろ国家主義者が国家の欠点を指摘しているともいえるのである。

## 参考文献

- Boucher, David, *Political Theories of International Relations*, Oxford University Press, 1998.
- 千葉真『アーレントと現代』(岩波書店、1996年)。
- 千葉真「市民社会の現在」『思想』第924号、(岩波書店、2001年5月号)。
- ディオゲネス・ラエルティオス (加来彰俊訳)『ギリシア哲学者列伝(中)』(岩波文庫、1989年)。
- デレック・ヒーター (田中俊郎・関根政美訳)『市民権とは何か』(岩波書店、2002年a) (Heater, Derek, *What is Citizenship?* Polity Press, 1999.)。
- Heater, Derek, *World Citizenship: Cosmopolitan Thinking and Its Opponents*, Continuum, 2002b.
- イマニュエル・カント (宇都宮芳明訳)『永遠平和のために』(岩波文庫、1985年)。
- グローバル・ガヴァナンス委員会 (京都フォーラム監訳・編)『地球リーダーシップ：新しい地球秩序をめざして』(日本放送出版協会、1995年) (Commission on Global Governance, *Our Global Neighborhood: the report of the Commission on Global Governance*. Oxford University Press, 1995.)。
- デイヴィッド・ヘルド (佐々木寛他訳)『デモクラシーと世界秩序：地球市民の政治学』(NTT出版、2002年) (Held, David, *Democracy and Global Order: from the modern state to cosmopolitan governance*. Polity Press, 1995.)。
- デイヴィッド・ヘルド編 (中谷義和訳)『グローバル化とは何か：文化・経済・政治』(法律文化社、2002年) (Held, David, eds. *A globalizing world?: culture, economics, politics*. Routledge, 2000.)。
- ヘルド & マックグルー (中谷義和、柳原克行訳)『グローバル化と反グローバル化』(日本経済評論社、2003年) (Held, David and Anthony McGrew, *Globalization/Anti-Globalization*, Polity Press, 2002)。
- イマニュエル・カント (福田喜一郎訳)「世界市民的見地における普遍史の理念」『カント全集14』(岩波書店、2000年)。
- 川田侃『国際学I 国際関係研究』(東京書籍、1996年)。
- 熊谷卓哉「カントはどのようにその世界市民主義を抑制したか」『倫理学研究(第10号)』(広島大

学倫理学研究会、1997年)。

A. A. ロング (金山弥平訳) 『ヘレニズム哲学：ストア派、エピクロス派、懐疑派』 (京都大学学術出版会、2003年) (Anthony A. Long, *Hellenistic Philosophy: Stoics, Epicureans, Sceptics*, 2<sup>nd</sup> ed., University of California Press, 1986.)

最上敏樹『国連システムを超えて (21世紀問題群ブックス 19)』 (岩波書店、1995年)。

最上敏樹『国際機構論』 (東京大学出版会、1996年)。

中西寛『国際政治とは何か：地球社会における人間と秩序』 (中公新書、2003年)。

Niebuhr, Reinhold, "The Myth of World Government," *The Nation*, March 16 1946.

マーサ・C・ヌスバウム (辰巳伸知・能川元一訳) 『国を愛するという事』 (人文書院、2000年) (Nussbaum, Martha Craven, *For love of country: debating the limits of patriotism*, Beacon Press, 1996)。

坂部恵『カント』 (講談社学術文庫、2001年)。

United World Federalists inc., *Here is our story* (Pamphlet), Hartford, 1957, Part7.

Schuman, Frederick L., *The Commonwealth of Man; An Inquiry into Power Politics and World Government*, New York, 1952.

ハワード・ウィリアムズ&ケン・ブース「カント：限界のない理論家」、イアン・クラーク&アイヴァー・B. ノイマン編 (押村高・飯島昇蔵訳) 『国際関係思想史：論争の座標軸』 (新評論、2003年) (Williams, Howard, and Ken Booth, Clark, 'Kant: Theorist beyond Limits' Ian & Iver B. Neumann ed., *Classical theories of International Relations*. Macmillan Press, 1996.)。

## The Transition of Cosmopolitanism

〈Summary〉

Harunori Takada

This essay makes a general survey the transition of Cosmopolitanism, and picks up concepts of cosmopolitanism by Cynic Diogenes, Stoics, Kant, movement of world governance after WW II, the ideas of Charter of the UN, Commission on Global Governance and the notion of David Held's cosmopolitan democracy.

In Greek, Diogenes spoke out the word and concept of cosmopolitanism in the world. And Stoics developed the idea from Diogenes. They advocated cosmopolitanism because of their basic concept, the universality of logos. They thought that logos controls and leads all things. One of the unique points of the idea of Stoics was not to accept to set the barriers between human beings.

In Kant's cosmopolitanism, it refuses the construction of the universal state and it becomes the contents, which utilize the existence of the nation state. At this point, it is also common to cosmopolitanism after Kant, and very important idea.

The notion of David Held's cosmopolitan democracy is not to deny that the nation state exists, but the concept to take the duty to complement the system of the present situation, like other concepts of cosmopolitanism. The basis of his theory is the problem of "the principle of autonomy" and globalization. The principle of autonomy is one of perspective from liberal democracy. For him the principle of autonomy is the core of project of democracy. In other words, his notion of cosmopolitan democracy is promotion of principle of autonomy at the global level.

And the definition of principle of autonomy by him is "persons should enjoy rights and accordingly, equal obligations in the specification of the political

framework which generates and limits the opportunities available to them; that is, they should be free and equal in the determination of the conditions of their own lives, so long as they do not deploy this framework to negate the rights of others." This autonomy becomes to be kept from infringed in the conventional community by the globalization. He thinks of globalization as widening of the strength and the rapidness, and the impact reaches strongly in the sides of a lot of social life in addition to nation state's being, and losing autonomy and people's relation's and network's widening the globalization. However, he does not recognize that the consciousness that the global and universal level have not been born.

Cosmopolitan democracy requires that it be enshrined within the constitutions of parliaments and assemblies at the national and international level; and that the influence of international courts is extended so that groups and individuals have an effective means of suing political authorities for the enactment and enforcement of key rights and obligations, both within and beyond political associations. Moreover, cosmopolitan democracy would also require the formation of an authoritative assembly of all democratic states and agencies -a reformed General Assembly of the UN, or a complement to it. Like the policy involvement to the local community and the sovereign nation, thorough going of democracy is demanded about the relation among the states. He regards cosmopolitan democratic law as democratic public law enforced within and beyond states, and as to apply principle of autonomy global level. And he also thinks that political control on market and economic action for realization of cosmopolitan democracy is legitimate action.

The opportunity that most of cosmopolitanism happens is with the repulsion to the politics of the present situation. Therefore, there are many critiques that it is idealism or utopianism against cosmopolitanism, but it can always not be called merely idealism because it is a conception for the breakthrough of the present situation.